

北広島町農業委員会第28回総会議事録

事務局 (第28回北広島町農業委員会総会開会宣言)

事務局長 (事務局長報告)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 10月20日に8番委員と地区担当推進委員と現地確認しました。本人には電話で聴き取りを行いました。本人は相続したが農業はやる気が無く、夫の兄は父がずっと耕作していた農地であるので自分が耕作することにしたそうです。場所は芸北支所から1キロくらいで奥中原集落の端に位置しています。地域の農業に支障になることは一切ありません。譲受人はこれまでも農業経験がありますし、機械は協同組合の物を利用しており、これからも利用できます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会長 番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

4番 10月13日に地区担当推進委員と現地確認しました。内容は議案書摘要欄の通りです。先月の総会でこの土地に農業用倉庫が建っていて始末書付きで承認されていると思いますが、この土地が空き家バンクの関係で家の方が売れ、家庭菜園的な土地として購入されたいとことになっています。周りにも農地が残っていますが、近隣の人に譲り渡したいと言うことです。圃場整備した田は誰にも譲られていませんが、地元の農業法人が利用権設定の元に管理していくとのこと。周辺農業に対する影響についてはありませ

ん。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

15 番 10月16日に2番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。譲渡人の父が圃場整備をした土地だとは思っておられなかったそうです。譲受人や譲渡人の問題はないと思います。周辺農業に対する影響についてはありません。以上のことで審議をお願いします。

事 務 局 補足をします。譲受人の出身はアメリカ。在留資格は永住者。永住者は農地の取得ができるので、この度、受理させて頂きました。

会 長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

会 長 労働力、機械、技術についての説明が無かったように思いますが、その辺はどうなっていますか。

15 番 譲渡人からトラクター、コンバイン等の機械一式を譲り受けています。本人は20年くらい農業経験があると言っているのです、問題ないと思いました。

会 長 その他にご意見ご質問はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 10月15日に8番委員と地区担当推進委員とで現地調査をしました。なお、事務局、行政書士、譲受人が立会しました。この2枚を水田放牧に活用されており、引き続き水田放牧されるということです。機械は保有しておられ、労働力も充分、長年の農業者であり技術も問題ありません。周辺農業に対する影響についてはありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について、申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 10月9日に11番委員と地区担当推進委員で現地調査を行いました。内容は議案書摘要欄の通りです。旧道にある美容室の手前から渡った所に家があります。それ以外に進入路はありませんので、小さな橋を渡った所に現在改築中の家があります。申請地は家のすぐ下で排水路の側になります。他に土地が無く駐車場の無い家です。今回、下側の畑を駐車場にしたいということです。周辺農業に対する影響についてはありません。以上のことから、許可妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 10月19日に8番委員と推進委員で現地調査を行いました。現地は川沿いで復旧工事の場所へ農道代わりに使われています。土砂の撤去のために330-1の一部を埋め立てて堤防を拵えるにあたって、自主施行ということで3年くらいかかるので、一時転用の申請をされたものです。周囲はすべて自分の土地で他人に悪影響を及ぼす事は一切ありません。以上のことから許可妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

16 番 6-2地図には330-1は休耕中となっているが、全部休耕か。

会 長 災害で休耕になっている。水も当たらない。土砂が山盛りになって、奥の田も作れない。水のあて口に土砂が流れ込んで、休まざるを得なくなった。

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 8番委員、某推進委員と3人で現地調査を行いました。内容は議案書摘要欄の通りです。顛末書が添付されています。数年来、農道として使用されて、その中には用水、上水も埋まっているとのこと。現地は農地ではなく、周辺農業に対する影響についてはありません。以上のことから、追認許可妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良い

と思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会長 番号8番及び9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

2番 10月16日に15番委員と地区担当推進委員と3人で現地調査を行いました。内容は議案書摘要欄の通りです。9番案件の譲渡人の立会がありました。現地になるべく手を掛けずに耕作土を処分して真砂土搬入したうえで、機械が通る所を採石舗装とする。養生シートの所は段差があるままに現況のまま使います。町条例の開発行為の協議が住んでおり、現地立会は周辺住民とすべて終わっております。里道は杭を打っており、原状のまま使うとのこと。この辺は一定の勾配があり、段々畑という状況で用水を必要とする環境にありません。周辺の農地に影響についてはありません。以上のことから、許可妥当と考えます。

10番 1625-1と1622-2の上の1620-2の里道から進入はできるのか。

2番 1625-1と1622-2の上の1620-2は段差があって、新たに進入路をつくります。進入路に法が生じるので養生シートを貼ります。雑種地となっているが現況は原野、杭が無かったら判別は付きません。草を刈ってある管理された原野です。すべて段差があり、町道側から出入りできません。参道口の一箇所からすべて出入りします。一面の平地になるかと思っていたが一段二段三段になる平面図となっています。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番及び9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会長 番号10番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

15番 10月16日に2番委員と地区担当推進委員で現地調査を行いました。内容は議案書摘要欄のとおりです。顛末書が添付されています。周辺営農に対する影響についてはあり

ません。以上のことから、許可妥当と考えます

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 10月15日に8番委員と地区担当推進委員とで現地調査をしました。なお、事務局、行政書士、譲受人が立会しました。内容は議案書摘要欄の通りです。始末書が添付されています。譲受人は建設業者で残土捨て場がこの土地の奥にあり、無許可で一部埋め立てて使用されていました。申請地は将来的に耕作する見込みのない土地です。周辺農業に対する影響についてはありません。以上のことから、追認許可妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 4 号 非農地証明申請について

会 長 番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

13 番 10月13日に5番委員と地区担当推進委員の3名で現地確認を行いました。内容については、議案書摘要欄の通りです。現地は一番奥の山の上で、荒廃しております。有害獣が多く、耕作しにくく、将来も耕作の見込みはありません。周辺農地の影響はない

と考えます。よって調査の結果、農地への復元困難であると判断しました。

3 番 農地利用状況調査で非農地の判断はされていなかったのか。

13 番 今回の調査ではじめて非農地の判断をした。

会 長 その他ご意見ご質問はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第5号 農地利用集積計画(元・25)について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

6 番 本当に耕作されるのか。担当地域の場合は実際に会社が耕作していない。実際できるんですか。先に担当地域を耕作して欲しい。それができないのに土地を借りてできるのはおかしいと思う。

会 長 町外での農業を取り組まれている姿勢を確認したい。

6 番 実際に農業法人としての資格がないと思う。この状態では

会 長 今までの経過の中で年1回報告書を出すと、今回は出されて、やっていくと姿勢を見せられたので、事務局の方も決議されたと思う。今後の推移は見守る必要がある。

事 務 局 補足します。利用権を設定する農地は3条案件にもあり、今の所有者が耕作放棄して年月がたち、周りの方も迷惑しているのも見受けられ、耕作再開には、個人の力では難しいという見立ては妥当だと思われます。法人としては耕作放棄地を再生して見直して欲しいとする意思を確認しています。

1 番 利用権を設定しようとする農用地の現況はずっと水稻を作っておられる農地か。

事 務 局 一部、地域の小学校に面した農地に関してはこれまで耕作をしていた人があり、それに関しては問題なく耕作できる土地です。その他の河川沿いの農地は所有者が利用権も設

定されず、管理もされていないようです。3条の案件も含めて、隣接の所有者から綺麗にして欲しいなど申出があり、やってみようかと法人の方で譲り受け、労力を使うため、利用権を設定したいと事務局では受けており、皆さんの判断をお願いしたいと思います。

12 番 5番委員はここを知っててですか、どんな状況？、法人は何処の法人？利用権設定しようかという。

5 番 はじめて聞いた。

12 番 地元の委員さんは知らんゆうことですか

5 番 前の案件のことは知っているが、この度取り下げるゆうことで、この話は法人が云々は知らなかった。門前払いはできないと思いますし申請があったら、皆さんの判断では。

12 番 この間の地区会議でも言ったが利用権を設定するときにチラシをもらったが、農業委員はタッチしませんよと利用権はお互いに設定してくださいという文言を無くしましょう、そういうところがこういう所に出てくるんじゃないか。地元の農業委員に話がいって、こういう案件が出るのなら、タッチしていたこういう案件は出ないのでは。

事務局 利用権設定は農業委員がお世話して、事務局へお知らせする場合と直接、事務局へ出てくる案件があります。申請としては2パターンあると思いますので、事務局の方から委員さんに連絡する場合もあるし、一概に全部委員さん関わるものでないと思われませんが。

12 番 利用権設定がうまく行けば良いが、今みたいに取り下げた場合、事務局だけで対処できるのか、ここで審議してくださいと言っても、地元委員も初めてここで聞きましたということでは話が前に進まないと思います。

会長 今回は3条で出て、農地を取得したいのを委員会では保留としたので、今回は機械も労力もあるので、貸し借りにしたいと。本人も申請したのに通らないので、次を考えられたのでは。

6 番 個人で申請したら、貸し借りはできんと思う。全然耕作しとらん。農業法人の方が耕作してない状態だから。はたして、これを変えて作るかは不透明です。

12 番 今までの流れからして、引き下がるのも下がりにくいので、会社で引き受けて、期間が2年3ヶ月になっている。その間にできんかったら、次々に利用権ははずすじゃないかととれる。今回、形だけでこうなっているのかな。今まで作ってないような田んぼを綺麗にして、また耕作出るようになるか疑われるが、申請が出されているので、やらざるを得ん。

12 番 豊平でうまくやとんてんなら、いいかと思うが、あこでできんのが、なんで千代田の方でできるんか。

会 長 それは誰しもが思うところでございます。そこを申請人がやらんじやろうと憶測でねじ伏せるわけにはいかない。受けたものは審議するような。

2 番 豊平の分が荒れとるといわれたかね。事務局から再開しなさいと指導はできるのか。

会 長 今までも、農業法人としての態をなしていないと事務局と話をして年1回の法人としての報告書を出してくださいと言って、出してもらってその中にはキノコを作るとあり、キノコはどこにあるのかなど。広くて条件の良いところは鋤いてある。山寄せの条件の悪いところは木が生えておる。作物を作って、それをしっかり売りよるところは見えていない。その延長で千代田で廃屋をふくめて、農地を取得する3条申請が出て、農業委員会総会では保留となって、ハウス対象も見せてもらいますと言ったら、取り下げられ、利用集積の方に切り替えて出されたのが経緯で、挙手が少なければ、認めないことになりまして、3条よりも実現可能な方法で前に進まれた。3条のままだったら廿日市まで現地を見に行くようだった。内容はちゃんと整わないfさんの農業状況なら、廿日市の証明書は何もならない事になる。

会 長 この件について、他にご意見ご質問等はございませんか。
事務局の方にきいてみますが、4番についてはこれを外して、採決してはどうか。

事 務 局 確認させていただきます。

会 長 事務局の方でも判断しかねる事もあります。万事、休憩して、その間に検討し再開します。

会 長 調整をしました。

事 務 局 お時間をとって、県の方に確認をさせていただきました。結論から申しますと、農地利用集積計画を別に分けてするのは無理、補足になりますが、実際に農地取得定格法人の資格を取っておられますし、実際の形態を注視させてもらわなければならないと考えますが、申請が上がっている以上、「本当にやるんですか？嘘でしょう」という訳にいきませんので、一括で4件上程させていただきます。

会 長 報告がありましたように分けてということはできません。これを受けて、委員さんから意見を頂きたいと思いますが。

1 番 分けんと言うことなら、他の案件もあるので意見はもちろん上程してもらって、意見は残しておくべきだと。ただ、受付段階でどうだと判断が難しい。

事 務 局 書類が整って出された場合は事務局での判断は難しい。所有者が合意されて判をついた物を町としては著しく合理性がないのであれば、計画に上げざるを得ない。農業委員会の審査を通れば公的な効力を発生することになるので、決定を受けるのが大前提となり、皆様のご意見を頂戴することになるのかなど。

- 1 番 2年3ヶ月ほど貸し借りがあって、どうなるかは今の意見書を参考にして注視していくことになるという整理かな。
- 12 番 農業委員会からしたら、荒れとるとよとパトロールして、これは非農地か不作地で上げて行かにやしようが無いということか。作っていれば問題ないが、草ボウボウで近所迷惑な田がある。パトロールで見ていくしかないということじゃね
- 事務局 この度は3条で譲り受けを見込んで、申請したが、通常の機械では無理と本人が取り下げた。その次をにらんで法人の労力や機械を使って、1年では無理で2年3ヶ月で複田したい思いで、利用権設定されると言われました。
- 12 番 利用権設定しても、来年パトロール行ったら去年より草ボウボウでひどくなっているようだったら、何年たっても不作地として判定していかんといけんということですね。農業委員会としては、それしかないということですね。
- 会長 本人の目的は取得したいということでしょうから、それでいろいろやっておられる。3条で否決されたから、耕作できる状態にして、また3条を出されるつもりでしょうか、農業委員会としてはそれを見とれば良い。決定した貸し借りの土地を荒らしてれば良い話ではない。指導が必要な場合もあるかもしれない。周囲に迷惑がかかる場合、担当農業委員の方から。
- 5 番 担当農業委員としては見ていかにやいけん
- 12 番 それしかないですよということ
- 5 番 利用権設定しとるんで、耕作するということ。今より悪くなったら、立場がない。
- 2 番 以前にも総会で協議になったこと、営農計画の書式を工夫したらということ、今回は3条か取り下げになり、その時の書式もない。今回、同じ会社で豊平の状況を鑑みて営農計画とスケジュールを出し、どのようにやっていくか、書面でも出してもらうことができるのか、一般的には特別扱いになるので、いけんとは思いますが、過去の事例があるのでこれが1点、出来ないのであれば案件を通して3名が1年後、この時期に現地の報告書を総会に出してもらおうと、その2点が考えられる。事務局として要請できるか
- 会長 農地利用に関しては農業委員会事務局というより、長調部局の農林課がやっている。課長さん、この辺はどうですか？
- 農林課長 利用権設定は町長の告示という形で行政処分になりますが、決定については農協委員会に託されているので、しっかりと審議してもらいたい。具体的な行政指導は県に相談してみないと分からないので、町としての判断については検討していきたい。
- 12 番 今の説明は利用権設定の案件が出たら、県の判断で一括に審議しろということじゃ、この時点で農業委員会での判断は出来んじゃないか、上がった以上。出た時点で決定じゃないですか。

会 長 受け付けたものは決定しなければいけないということは、審議する意味は無い。以前は可として意見を残したが、意見は反映される？

12 番 今回は1ページ分だったが、時には何ページ分もある。無駄じゃないですか。受け付けた以上、委員会で話し合っても意味がないんじゃないか

会 長 最低でも自分の担当の所はよく分かってないといけん

農林課長 この件に限らず、委員さんが言ったとおり、農地のことになるので、情報については改善していかないといけないと考えています。以前は農地利用の決定には農業委員さんの判が座らんと役場には出なかったように感じますが、最近はそうになってないようで、こちらも事務的なことを含めて、農業委員の役割を果たしてもらうように情報をしっかり握ってもらうことが農地利用の円滑化に繋がるのではないかと先ほどから思っている次第です。

会 長 2番委員が言いましたように別紙が付く案件は今後、指導なり、農地を扱う使命がありますから4番については5番委員には推移を見守ってもらい、1年に1回は見たままを報告してもらう必要があると思います。事務局の方も担当委員に任せるだけでなく、一緒になってみてもらう。来年のこの頃には報告が出来るように申し合わせでやらしてもらおうということで、いかがでしょうか。

2 番 補足的な思いがあるのですが、町長部局の方で当然、指導ができるのではないかと。農業委員会は農業委員会である、] 決定せんといけん。やっていけないということもない、この事案についての営農計画、スケジュール的な物を求めるという指導を町長部局がすることやってほしい。もう1つは豊平の状況は切り離して、これは農業委員会の指導ということになるのか町長部局と一体となってやっていかなければならない。同じ会社である故に問題を絡めて指導していく方法もある。そこを整理すべきでは無いか

会 長 農事組合法人にする規制はそうきつい物ではない。県も国もそう厳しくは言わない。実際、市町は年1回報告書を出してくださいというだけで、他には罰則規定もない。そういう中でしゃかりきになっても、どうにもならん。細かい決まりを作っても県はそこまでする必要はないと言うし、そこは研究して行かなければならない。上部の方で規制の必要が無いと考えているなら何の意味も無い。その中で出来ることをやっていくしかない。よそがやらんと事を突出してやるわけにいかん。

農林課長 ご意見を頂きましたので、行政処分ということで、指導について研究していきます。法をを超えることは当然、行政としてもできませんので、協力をお願いします1点、受付する段階でしっかりと協議し、ダメと言うわけに行きませんので、そこは勘案して頂きたいと思います。もう1つ、2年3ヶ月で利用権は一旦切れるので、その時の状況判断も可能であると思います。

会 長 他に質疑はありますか、それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩